

郵政民営化委員会にとっての二つのケースの それぞれについての委員間の意見集約

2011. 9. 6

1. 「郵政改革法」が修正されて臨時国会で成立する場合
 - 1-1. 委員会は直ちに廃止される
 - 1-2. 廃止後に私的グループとしての意見表明ありや否や
 - 1-3. 修正過程において委員会として意見表明を行うべきか否か
 - 1-4. 「郵政改革法」の問題点を個人の資格で論ずるに当たっての注意点
2. 「郵政改革法」が廃案ないし通常国会での継続審議となる場合
 - 2-1. 2012年3月までの任期期間中の作業体制
 - 2-2. 「意見書」に反映すべきポイント
 - 2-3. 「意見書」の性格づけをどうみるか
 - 2-4. 「意見書」の発表時期と発表形態とについてどの段階で見極めるのか